

熊本県難病患者就労支援事業所登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、熊本県（以下「県」という。）が、難病患者の雇用並びに継続就労に取り組む事業所・団体（以下「事業所等」という。）を登録することで、事業所等との連携による難病患者の就労支援を図ることを目的とする。ただし、難病患者とは、難病の患者に対する医療等に関する法律で定める指定難病の患者の限りではない。

(対象及び登録要件)

第2条 県内に主たる事業所または支店を有し、難病患者の雇用並びに継続就労に取り組む事業所等を対象とする。

2 県は、次に掲げる項目に取り組む事業所等を登録する。（1）及び（2）はそれぞれ1項目以上（予定を含む）の該当を必須とする。

(1) 従業員への難病に関する理解促進のための情報提供

- ・情報の提供（ポスター掲示、チラシ・リーフレットの配布等）
- ・従業員への研修
- ・参加した難病関係研修等について従業員への内容報告
- ・その他

(2) 難病患者が継続就労できるような支援

- ・通院への配慮
- ・通勤、勤務時間、休憩等の配慮
- ・仕事内容の配慮（体調悪化につながる業務を避ける）
- ・専門機関との連携（熊本県難病相談・支援センター、ハローワーク、医療機関等）
- ・就労に関する各種制度や助成金等の利用
- ・その他

(3) その他、難病に関する積極的な取組み

(登録)

第3条 事業に賛同し登録を希望する事業所等は、熊本県難病患者就労支援事業所登録申請書（様式1）を県に提出するものとする。

2 県は、内容を確認後、第2条の要件を満たす場合は熊本県難病患者就労支援事業所として登録を行うとともに、事業所等に対し登録証を交付する。

(支援等)

第4条 県は、熊本県難病患者就労支援事業所として登録した事業所等（以下「登録事業所等」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 難病及び就労支援の情報提供
- (2) 従業員研修への協力
- (3) 県のホームページや広報誌への登録事業所等の名称や取組み内容の掲載
- (4) 登録事業所等の広告等に「熊本県難病患者就労支援事業所」である旨の表示

(取組状況の報告)

第5条 登録事業所等は、毎年4月末日までに、前年度の取組状況と当該年度の取組計画について、難病患者就労支援の取組状況報告書兼取組計画書（様式2）（以下「報告書」という。）により県に報告するものとする。

(有効期間)

第6条 登録の有効期間は、認定日から当該年度末日までとする。なお、前条により報告書の提出があった場合は、登録期間を更新するものとする。ただし、報告書の提出がなかった場合は、登録を削除する。

(登録の変更)

第7条 登録事業所等は、事業所等の名称、所在地及び連絡先に変更が生じた場合は、熊本県難病患者就労支援事業所登録内容変更申請書（様式3）により、速やかに県に提出するものとする。

(登録の取消)

第8条 県は、登録事業所等が、この要領で定める取組みを行わないことが明らかになった場合及び登録事業所として適当でなくなったと認められる場合には、登録を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 28年 11月 4日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 29年 4月 18日から施行する。